

重要事項説明書

利用者：様

重要事項説明書

【指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）】

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。分からないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）」の規定に基づき、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社ミール
代表者氏名	代表取締役 北村 志津
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府寝屋川市黒原橋町 27-5 黒原 BASE01 TEL：072-829-6833 FAX：072-800-3922
法人設立年月日	2011年8月10日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あん訪問看護ステーション
介護保険指定 事業所番号	2760390480
事業所所在地	大阪府寝屋川市黒原橋町 27-5 黒原 BASE01
連絡先 相談担当者名	TEL：072-829-6868 FAX：072-800-3922 相談担当者：益田 慶慈
事業所の通常の 事業の実施地域	寝屋川市・門真市・守口市（その他の地域については検討し決定する）

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要介護（要支援）状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復ができるように援助を行います。 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村及び医療機関などの関係機関並びに、保険・医療・福祉の関係職種との連携に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日 ただし 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。
営 業 時 間	午前 9 時から午後 5 時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日から土曜日 ただし 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。 * 特別な事情により必要と認めた場合は休業日にもサービスの提供を行います。
サービス提供時間	午前 9 時から午後 5 時 緊急時の電話相談は 24 時間対応可能です。 必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制にあります。 * 時間帯により料金が異なります。

* 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制、必要時訪問があれば対応できる体制とする。

(5) 事業所の職員体制

管理者	益田 慶慈
-----	-------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の利用の申込みに係る調整を行います。 2 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）が行われるよう必要な管理を行います。 3 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 4 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 5 名 (管理者含む)

看護職員 (看護師・ 准看護師)	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常 勤 5 名 (管理者含む) 非常勤 1 名
事務職員	1 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 0 名 非常勤 0 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事及び排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置 ⑪ 精神患者の看護

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

ア 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり

イ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

ウ 利用者の同居家族に対するサービス提供

エ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食

オ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。)

カ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

※指定訪問看護ステーションの場合

訪問看護費

訪問看護ステーションの場合	サービス提供時間数 サービス提供時間帯		20分未満					30分未満				
			基本単位	利用料	利用者負担			基本単位	利用料	利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
	昼間	看護師	314	3,403 円	341 円	681 円	1,021 円	471	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円
		准看護師	283	3,067 円	307 円	614 円	921 円	424	4,596 円	460 円	920 円	1,379 円
	早朝	看護師	393	4,260 円	426 円	852 円	1,278 円	589	6,384 円	639 円	1,277 円	1,916 円
	夜間	准看護師	354	3,837 円	384 円	768 円	1,152 円	530	5,745 円	575 円	1,149 円	1,724 円
	深夜	看護師	471	5,105 円	511 円	1,021 円	1,532 円	707	7,663 円	767 円	1,533 円	2,299 円
		准看護師	425	4,607 円	461 円	922 円	1,383 円	636	6,894 円	690 円	1,379 円	2,069 円
	サービス提供時間数 サービス提供時間帯		30分以上1時間未満					1時間以上1時間30分未満				
			基本単位	利用料	利用者負担			基本単位	利用料	利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担			1割負担	2割負担	3割負担
	昼間	看護師	823	8,921 円	893 円	1,785 円	2,677 円	1,128	12,227 円	1,223 円	2,446 円	3,669 円
		准看護師	741	8,032 円	804 円	1,607 円	2,410 円	1,015	11,002 円	1,101 円	2,201 円	3,301 円
	早朝	看護師	1,029	11,154 円	1,116 円	2,231 円	3,347 円	1,410	15,284 円	1,529 円	3,057 円	4,586 円
	夜間	准看護師	926	10,037 円	1,004 円	2,008 円	3,012 円	1,269	13,755 円	1,376 円	2,751 円	4,127 円
	深夜	看護師	1,235	13,387 円	1,339 円	2,678 円	4,017 円	1,692	18,341 円	1,835 円	3,669 円	5,503 円
		准看護師	1,112	12,054 円	1,206 円	2,411 円	3,617 円	1,523	16,509 円	1,651 円	3,302 円	4,953 円

※理学療法士等による訪問の場合

訪問の場合 理学療法士等による	サービス提供時間数 サービス提供時間帯		基本単位 (1回20分)	利用料	利用者負担		
					1割負担	2割負担	3割負担
					1割負担	2割負担	3割負担
	昼間	2回以内/日	294	3,186 円	319 円	638 円	956 円
		2回超/日	265	2,872 円	288 円	575 円	862 円
	早朝	2回以内/日	368	3,989 円	399 円	798 円	1,197 円
	夜間	2回超/日	331	3,588 円	359 円	718 円	1,077 円
	深夜	2回以内/日	441	4,780 円	478 円	956 円	1,434 円
		2回超/日	398	4,314 円	432 円	863 円	1,295 円

※ 以下①又は②の場合、1回につき8単位を所定単位数から減算します。

- ①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合。
- ②算定日が属する月の前6月間において、緊急時訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算をいづれも算定していない事業所において、理学療法士等が訪問看護を行う場合。

※指定介護予防訪問看護ステーションの場合

指定介護予防訪問看護ステーションの場合	サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		20 分未満					30 分未満				
			基本 単位	利用料	利用者負担			基本 単位	利用料	利用者負担		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担			1 割負担	2 割負担	3 割負担
	昼間	看護師	303	3,284 円	329 円	657 円	986 円	451	4,888 円	489 円	978 円	1,467 円
		准看護師	273	2,959 円	296 円	592 円	888 円	406	4,401 円	441 円	881 円	1,321 円
	早朝 夜間	看護師	379	4,108 円	411 円	822 円	1,233 円	564	6,113 円	612 円	1,223 円	1,834 円
		准看護師	341	3,696 円	370 円	740 円	1,109 円	508	5,506 円	551 円	1,102 円	1,652 円
	深夜	看護師	455	4,932 円	494 円	987 円	1,480 円	677	7,338 円	734 円	1,468 円	2,202 円
		准看護師	410	4,401 円	441 円	889 円	1,334 円	609	6,601 円	661 円	1,321 円	1,981 円
	サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		30 分以上 1 時間未満					1 時間以上 1 時間 30 分未満				
基本 単位			利用料	利用者負担			基本 単位	利用料	利用者負担			
				1 割負担	2 割負担	3 割負担			1 割負担	2 割負担	3 割負担	
昼間	看護師	794	8,606 円	861 円	1,722 円	2,582 円	1,090	11,815 円	1,182 円	2,363 円	3,545 円	
	准看護師	715	7,750 円	775 円	1,550 円	2,325 円	981	10,634 円	1,064 円	2,127 円	3,191 円	
早朝 夜間	看護師	993	10,764 円	1,077 円	2,153 円	3,230 円	1,363	14,774 円	1,478 円	2,955 円	4,433 円	
	准看護師	894	9,690 円	969 円	1,938 円	2,907 円	1,226	13,289 円	1,329 円	2,658 円	3,987 円	
深夜	看護師	1,191	12,910 円	1,291 円	2,582 円	3,873 円	1,635	17,723 円	1,773 円	3,545 円	5,317 円	
	准看護師	1,073	11,631 円	1,164 円	2,327 円	3,490 円	1,472	15,956 円	1,596 円	3,192 円	4,787 円	

※理学療法士等による訪問の場合

理学療法士等による訪問の場合	サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		基本単位 (1 回 20 分)	利用料	利用者負担		
					1 割負担	2 割負担	3 割負担
	昼間	2 回以内/日	284	3,078 円	308 円	616 円	924 円
		2 回超/日	142	1,539 円	154 円	308 円	462 円
	早朝 夜間	2 回以内/日	355	3,848 円	385 円	770 円	1,155 円
		2 回超/日	178	1,929 円	193 円	386 円	579 円
	深夜	2 回以内/日	426	4,617 円	462 円	924 円	1,386 円
		2 回超/日	213	2,308 円	231 円	462 円	693 円

※ 以下①又は②の場合、1 回につき 8 単位を所定単位数から減算します。

①前年度の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下、理学療法士等）による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合。

②算定日が属する月の前 6 月間において、緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算及び看護体制強化加算のいずれも算定していない事業所において、理学療法士等が介護予防訪問看護を行う場合。

※ 上記①又は②の場合で、さらに理学療法士等による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて理学療法士等が介護予防訪問看護を行う場合は、1 回につき 23 単位（8 単位＋15 単位）を所定単位数から減算します。

※ 前年度の看護職員による訪問回数が理学療法士等による訪問回数以上であり、さらに緊急時介護予防訪問看護加算、特別管理加算又は看護体制強化加算のいずれかを算定している場合で、理学療法士等による介護予防訪問看護の利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えて理学療法士等が介護予防訪問看護を行う場合は、1 回につき 5 単位を所定単位数から減算します。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 午前 6 時まで

サービス提供開始時刻が早朝又は夜間の場合は、1 回につき所定単位数の 25/100、深夜の場合は 50/100 に相当する単位が加算されます。

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。
- ※ 退院・退所当日に、特別管理加算対象者又は診療報酬上の取り扱いと同様に、主治の医師が必要と認める物に対して指定訪問看護を提供した場合は、訪問看護費を算定します。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示（訪問看護ステーションにおいては特別指示書の交付）があった場合は、その交付の日から 14 日間に限っては、介護保険による訪問看護費は算定せず、医療保険による訪問看護の提供となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算		基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
				1 割負担	2 割負担	3 割負担	
要介護度による区分なし	緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600	6,504 円	651 円	1,301 円	1,952 円	1 月に 1 回
	緊急時訪問看護加算（Ⅱ）	574	6,222 円	623 円	1,245 円	1,867 円	
	特別管理加算（Ⅰ）	500	5,420 円	542 円	1,084 円	1,626 円	1 月に 1 回
	特別管理加算（Ⅱ）	250	2,710 円	271 円	542 円	813 円	
	ターミナルケア加算	2500	27,100 円	2,710 円	5,420 円	8,130 円	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った 場合 (死亡月に 1 回)
	初回加算（Ⅰ）	350	3,794 円	380 円	759 円	1,139 円	初回のみ
	初回加算（Ⅱ）	300	3,252 円	326 円	651 円	976 円	
	退院時共同指導加算	600	6,504 円	651 円	1,301 円	1,952 円	1 回あたり
	複数名訪問加算（Ⅰ）	254	2,753 円	276 円	551 円	826 円	複数の看護師等が同時に 実施した場合 30 分未満 (1 回につき)
		402	4,357 円	436 円	872 円	1,308 円	複数の看護師等が同時に 実施した場合 30 分以上 (1 回につき)
	複数名訪問加算（Ⅱ）	201	2,178 円	218 円	436 円	654 円	看護師等が看護補助者と 同時に実施した場合 30 分未満 (1 回につき)
		317	3,436 円	344 円	688 円	1,031 円	看護師等が看護補助者と 同時に実施した場合 30 分以上 (1 回につき)
	長時間訪問看護加算	300	3,252 円	326 円	651 円	976 円	1 回あたり

＜介護職員等処遇改善加算（1.8%）＞

単位数は、基本サービス費に各種加算減算を加減した 1 月当たりの総単位数に、加算率を乗じて算出します。

<医療保険>

医療保険が適応される場合、基本利用料及び加算料金は以下の通りとなります。

訪問看護基本療養費Ⅰ

詳細	算定料
週 3 日目まで	5,550 円
週 4 日目以降 (厚生労働大臣が定める疾病等)	6,550 円

訪問看護基本療養費Ⅱ

* 保健師、助産師又は看護師による場合

区分	詳細	算定料
同一日に 2 人	週 3 日目まで	5,550 円
	週 4 日目以降	6,550 円
同一日に 3 人以上 9 人以下	週 3 日目まで	2,780 円
	週 4 日目以降	3,280 円
同一日に 10 人以上 19 人以下	月 20 日目まで	2,760 円
	月 21 日目以降	2,660 円
同一日に 20 人以上 49 人以下	月 20 日目まで	2,710 円
	月 21 日目以降	2,610 円
同一日に 50 人以上	月 20 日目まで	2,610 円
	月 21 日目以降	2,510 円

* 准看護師による場合

区分	詳細	算定料
同一日に 2 人	週 3 日目まで	5,050 円
	週 4 日目以降	6,050 円
同一日に 3 人以上 9 人以下	週 3 日目まで	2,530 円
	週 4 日目以降	3,030 円
同一日に 10 人以上 19 人以下	月 20 日目まで	2,520 円
	月 21 日目以降	2,420 円
同一日に 20 人以上 49 人以下	月 20 日目まで	2,470 円
	月 21 日目以降	2,370 円
同一日に 50 人以上	月 20 日目まで	2,370 円
	月 21 日目以降	2,270 円

* 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合

区分	詳細	算定料
同一日に 2 人		5,550 円
同一日に 3 人以上 9 人以下		2,780 円
同一日に 10 人以上 19 人以下	月 20 日目まで	2,760 円
	月 21 日目以降	2,660 円
同一日に 20 人以上 49 人以下	月 20 日目まで	2,710 円
	月 21 日目以降	2,610 円
同一日に 50 人以上	月 20 日目まで	2,610 円
	月 21 日目以降	2,510 円

訪問看護基本療養費Ⅲ

詳細	算定料
(在宅療養に備えた外泊時)	8,500 円 (入院中に 1 回) (厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に 2 回)

訪問看護管理療養費

月の初日の訪問の場合	7710 円
月の 2 日目以降の訪問の場合	
イ 単一建物居住者が 20 人未満	3010 円
ロ 単一建物居住者が 0 人以上 49 人以下	
(1) 1 月当たり訪問日数が 15 日以下の場合	2510 円
(2) 1 月当たり訪問日数が 16 日以上 24 日以下の場合	2310 円
(3) 1 月当たり訪問日数が 25 日以上の場合	2210 円
ハ 単一建物居住者が 50 人以上	
(1) 1 月当たり訪問日数が 15 日以下の場合	2410 円
(2) 1 月当たり訪問日数が 16 日以上 24 日以下の場合	2210 円
(3) 1 月当たり訪問日数が 25 日以上の場合	2010 円

難病等複数回訪問加算

区分 (1 日の回数)	詳細 (同一建物内の人数)	算定料
イ 2 回	1 人又は 2 人	4,500 円
	3 人以上 9 人以下	4,000 円
	10 人以上 19 人以下	3,700 円
	20 人以上 49 人以下	3,500 円
	50 人以上	3,300 円
ロ 3 回以上	1 人又は 2 人	8,000 円
	3 人以上 9 人以下 (1 月当たり 20 日目まで)	7,200 円
	3 人以上 9 人以下 (1 月当たり 21 日目以降)	6,900 円
	10 人以上 19 人以下 (1 月当たり 20 日目まで)	6,300 円
	10 人以上 19 人以下 (1 月当たり 21 日目以降)	5,200 円
	20 人以上 49 人以下 (1 月当たり 20 日目まで)	4,800 円
	20 人以上 49 人以下 (1 月当たり 21 日目以降)	3,500 円
	50 人以上 (1 月当たり 20 日目まで)	4,100 円
	50 人以上 (1 月当たり 21 日目以降)	3,000 円

24 時間対応体制加算

詳細	算定料
24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取り組みを行っている場合	6,800 円 (月に 1 回)
上記以外の場合	6,520 円 (月に 1 回)

夜間・早朝訪問看護加算（6時～8時・18時～22時）

詳細（同一建物内の人数）	算定料
1人	2,100円
2人	2,100円
3人以上9人以下（1月当たり15日目まで）	2,100円
3人以上9人以下（1月当たり16日目以降）	1,900円
10人以上19人以下 （1月当たり15日目まで）	1,800円
10人以上19人以下 （1月当たり16日目以降）	1,300円
20人以上49人以下 （1月当たり15日目まで）	1,200円
20人以上49人以下 （1月当たり16日目以降）	950円
50人以上（1月当たり15日目まで）	1,000円
50人以上（1月当たり16日目以降）	800円

深夜訪問看護加算（22時～6時）

詳細（同一建物内の人数）	算定料
1人	4,200円
2人	4,200円
3人以上9人以下（1月当たり15日目まで）	4,200円
3人以上9人以下（1月当たり16日目以降）	4,000円
10人以上19人以下 （1月当たり15日目まで）	3,900円
10人以上19人以下 （1月当たり16日目以降）	2,300円
20人以上49人以下 （1月当たり15日目まで）	2,100円
20人以上49人以下 （1月当たり16日目以降）	1,500円
50人以上（1月当たり15日目まで）	1,800円
50人以上（1月当たり16日目以降）	1,300円

ターミナルケア加算

詳細	算定料
ターミナルケア加算Ⅰ	25,000円
ターミナルケア加算Ⅱ	10,000円

緊急時訪問看護加算

詳細	算定料
月14日目まで	2,650円
月15日目以降	2,000円

複数名訪問看護加算

区分（職種）	詳細（同一建物内の人数）	算定料
イ 他の看護師等	1 人又は 2 人	4,500 円
	3 人以上 9 人以下	4,000 円
	10 人以上 19 人以下	3,400 円
	20 人以上 49 人以下	3,000 円
	50 人以上	2,700 円
ロ 他の准看護師	1 人又は 2 人	3,800 円
	3 人以上 9 人以下	3,400 円
	10 人以上 19 人以下	2,800 円
	20 人以上 49 人以下	2,500 円
	50 人以上	2,200 円
ハ その他の職員	1 人又は 2 人	3,000 円
	3 人以上 9 人以下	2,700 円
	10 人以上 19 人以下	2,100 円
	20 人以上 49 人以下	1,900 円
	50 人以上	1,600 円
ニ その他の職員 (1 日に 1 回)	1 人又は 2 人	3,000 円
	3 人以上 9 人以下	2,700 円
	10 人以上 19 人以下	2,100 円
	20 人以上 49 人以下	1,900 円
	50 人以上	1,600 円
ニ その他の職員 (1 日に 2 回)	1 人又は 2 人	6,000 円
	3 人以上 9 人以下	5,400 円
	10 人以上 19 人以下	3,800 円
	20 人以上 49 人以下	3,450 円
	50 人以上	3,300 円
ニ その他の職員 (1 日に 3 回以上)	1 人又は 2 人	10,000 円
	3 人以上 9 人以下	9,000 円
	10 人以上 19 人以下	5,500 円
	20 人以上 49 人以下	4,800 円
	50 人以上	4,500 円

長時間訪問看護加算

詳細	算定料
週 1 回まで	5,200 円

特別管理加算

* 特別な管理を要する状態にあるもの算定基準の重症度に応じて

詳細	算定料
特別管理加算Ⅰ	5,000 円（月 1 回）
特別管理加算Ⅱ	2,500 円（月 1 回）

退院支援指導加算

詳細	算定料
	6,000 円（1 回につき）

退院時共同指導加算

詳細	算定料
(退院又は退所につき1回に限り)	8,000 円 (1 月につき)

在宅患者連携指導加算

詳細	算定料
	3,000 円 (1 月につき)

在宅患者緊急時等カンファレンス加算

詳細	算定料
	2,000 円 (1 月につき 2 回)

訪問看護情報提供療養費

詳細	算定料
	1,500 円 (1 月につき 1 回)

訪問看護医療情報連携加算

詳細	算定料
	1,000 円 (1 月につき 1 回)

訪問看護遠隔診療補助料

詳細	算定料
	2,650 円

ベースアップ評価料 (I)

詳細	算定料
	1,050 円 (月に 1 回)

精神科訪問看護基本療養費 I

* 保健師又は看護師・作業療法士による場合

詳細	算定料
週 3 日目まで (30 分未満)	4,250 円
週 3 日目まで (30 分以上)	5,550 円
週 4 日目以降 (30 分未満)	5,100 円
週 4 日目以降 (30 分以上)	6,550 円

* 准看護師による場合

詳細	算定料
週 3 日目まで (30 分未満)	3,870 円
週 3 日目まで (30 分以上)	5,050 円
週 4 日目以降 (30 分未満)	4,720 円
週 4 日目以降 (30 分以上)	6,050 円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ

* 保健師又は看護師・作業療法士による場合

区分	詳細	算定料
同一日 2 人まで	週 3 日目まで (30 分未満)	4,250 円
	週 3 日目まで (30 分以上)	5,500 円
	週 4 日目以降 (30 分未満)	5,100 円
	週 4 日目以降 (30 分以上)	6,550 円
同一日 3 人以上	週 3 日目まで (30 分未満)	2,130 円
	週 3 日目まで (30 分以上)	2,780 円
	週 4 日目以降 (30 分未満)	2,550 円
	週 4 日目以降 (30 分以上)	3,280 円

* 准看護師による場合

区分	詳細	算定料
同一日 2 人まで	週 3 日目まで (30 分未満)	3,870 円
	週 3 日目まで (30 分以上)	5,050 円
	週 4 日目以降 (30 分未満)	4,720 円
	週 4 日目以降 (30 分以上)	6,050 円
同一日 3 人以上	週 3 日目まで (30 分未満)	1,940 円
	週 3 日目まで (30 分以上)	2,530 円
	週 4 日目以降 (30 分未満)	2,360 円
	週 4 日目以降 (30 分以上)	3,030 円

精神科訪問看護基本療養費Ⅳ

詳細	算定料
(在宅療養に備え一時的に外泊している場合)	8,500 円 (入院中に 1 回限り算定) ・ 末期の悪性腫瘍、神経難病等の利用者 ・ 特別管理加算の対象者 (上記に該当する場合、入院中 2 回まで算定)

長時間精神科訪問看護加算

詳細	算定料
長時間の訪問看護の場合	5,200 円 (週 1 回算定)

複数名精神科訪問看護加算

区分 (職種)	詳細 (同一建物内の人数)	算定料
看護師と看護師等 (1 日 1 回の場合)		4,500 円
	同一建物内 3 人以上	4,000 円
准看護師		3,800 円
	同一建物内 3 人以上	3,400 円
看護師と看護師等 (1 日 2 回の場合)		9,000 円
	同一建物内 3 人以上	8,100 円
准看護師		7,600 円
	同一建物内 3 人以上	6,800 円
看護師と看護師等 (1 日 3 回の場合)		14,500 円
	同一建物内 3 人以上	13,000 円
准看護師		12,400 円
	同一建物内 3 人以上	11,200 円
看護補助者		3,000 円
	同一建物内 3 人以上	2,700 円

精神科緊急訪問看護加算

詳細	算定料
在宅支援診療所の主治医が指示した緊急訪問看護を行った場合	2,650 円

精神科複数回訪問加算

区分（1日の回数）	詳細（同一建物内の人数）	算定料
2 回		4,500 円
	同一建物内 3 人以上	4,000 円
3 回以上		8,000 円
	同一建物内 3 人以上	7,200 円

保険外適用料金

死後の処置料	10000 円＋税
--------	-----------

※ 緊急時訪問看護（介護予防訪問看護）加算は、利用者又はその家族等に対して 24 時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に算定します。

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）は①利用者またはその家族等から電話により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にある。②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に寄与する十分な業務管理などの体勢の整備が行われている。

①②の基準の全てに適合する場合に算定。

緊急時訪問看護加算（Ⅱ）は、緊急時訪問看護加算（Ⅰ）の①に該当するものである場合に算定。

※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

ア 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態

イ 在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

ウ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態

エ 真皮を越える褥瘡の状態

オ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算（Ⅰ）はアに、特別管理加算（Ⅱ）はイ、ウ、エ又はオに該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。

※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは 1 日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24 時間以内に居宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

ア 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ 3 以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る。）、多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。）、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

イ 急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

- ・Ⅰは在宅で亡くなった方や特別養護老人ホーム等で看取り加算を算定していない利用者に適用
- ・Ⅱは特別養護老人ホーム等で死亡し、看取り介護加算を算定している利用者に適用

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に算定します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。（最終訪問から 2 か月以上空いていれば再度算定）

- ・退院/退所当日に訪問を行った場合は「初回加算（Ⅰ）」
- ・退院/退所翌日以降に訪問を行った場合は「初回加算（Ⅱ）」

※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するに当たり、指定訪問看護ステーションの看護師等が主治医等と連携し在宅生活での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※ 複数名訪問加算は、同時に複数の看護師等又は看護師等か看護補助者と同時に訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合や厚生労働大臣が掲げる疾患等）に算定します。

（複数名加算下行は 1 日に 1 回、1 日に 2 回、1 日に 3 回以上の料金です。）

※ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）は訪問看護療養費（月の初日の訪問）を算定する利用者 1 人につき月 1 回に限り算定。①別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届出をしていること②主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制を構築していること③訪問看護管理療養費を算定していること。

※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1 回の時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費（1 時間以上 1 時間 30 分未満）に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた 1 時間 30 分を超過する部分の利用料は徴収しません。

※ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）は月に 1 回算定。①地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションが医療従事者の賃金の改善を図る体制にあること②訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）を算定している利用者 1 人につき、訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分に従い、所定額を算定。

※ 地域区分別の単価（4 級地 10.84 円）を含んでいます。

※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

※ 労災保険による訪問看護療養費は、健康保険における訪問療養費と同額となり自己負担はありません。

4 その他の費用について

(1) 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は事業所から片道 5 km以上 500 円・事業所から片道 10 km以上の場合 1000 円を請求いたします。	
(2) キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	前営業日 17 時までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	前営業日 17 時までにご連絡のない場合	1 提供当りの料金の 50%を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

(1) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月に利用者宛てにお届けまたは郵送します。
(2) 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の月末までに、下記の方法によりお支払い下さい。 （ア）現金支払い （イ）利用者指定口座からの自動振替 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右の相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	益田 慶慈
	イ 連絡先電話番号	072-829-6868
	同 FAX 番号	072-800-3922
	ウ 受付日及び受付時間	9:00～17:00

※ 担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もございます。あらかじめご了承ください。

7 サービスの提供に当たって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認ください。
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行います。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、全て当事業者が行いますが、実際の提供に当たっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (6) 暴言・暴力・ハラスメントは固くお断りします。

職員へのハラスメント等により、サービスの中断や契約を解除する場合があります。

- (1) 看護職員に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメントなどの行為。
 - ア 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
 - イ 特定の看護職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求するなどの精神的暴力
 - ウ たたく、つねる、払いのけるなどの身体的暴力
 - エ 長時間の電話、看護職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てるなどの、その他行為
- (3) サービス利用中に看護職員の写真や動画撮影、録音などを無断で SNS などに掲載すること。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者：益田 慶慈
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従事者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

9 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性……直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性……身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

10 衛生管理等について

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的 to 実施します。

11 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に沿って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 to 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

12 秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 イ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
(2) 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 イ 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ウ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

13 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	氏 名 続柄 住 所 電 話 番 号 携 帯 電 話 勤 務 先
【主治医】	医療機関名 氏 名 電 話 番 号

14 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【市町村（保険者）の窓口】 寝屋川市 福祉部 高齢介護室	所 在 地 寝屋川市池田西町 24 番 5 号 電話番号 072-838-0518（直通） FAX 番号 072-838-0102（直通） 受付時間 9：00～17：30（土日祝は休み）
【居宅介護支援事業所の窓口】	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	東京海上日動火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者特別約款
補償の概要	事業者が業務に起因して利用者に身体障害を与え、また財物を滅失・破損した結果法律上の損害賠償を負った場合に損害を補償します。

15 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

16 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

17 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 居宅介護支援事業者等と密接な連携を行い、指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続して保健医療サービス又は福祉サービスを提供できるよう必要な援助に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者等に速やかに送付します。

- (3) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

18 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供した際には、あらかじめ定めた書式・電子化管理とし記入することとします。
- (2) 指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録することとし、その記録はサービスを完結した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して、事業者が保存しているサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (4) 提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関し、利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

19 指定訪問看護サービス内容の見積りについて

- このサービス内容の見積りは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

- (1) 訪問看護計画を作成する者

氏 名 _____（連絡先： _____）

- (2) 提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護保険 適用の有無	利用料	利用者 負担額
月	: ~ :				
火	: ~ :				
水	: ~ :				
木	: ~ :				
金	: ~ :				
土	: ~ :				
日	: ~ :				
1週当りの利用料、利用者負担額（見積り）合計額					

- (3) その他の費用

①交通費の有無	有（下記＊参照）
②キャンセル料	重要事項説明書 4－（2）記載のとおりです。

＊ サービス提供実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、実費請求とします。

なお自動車を使用した場合は事業所から片道 5km 以上 500 円。片道 10 km 以上は 1000 円。

- (4) 1か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円
----------	---

※ ここに記載した金額は、この見積りによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積りについては、確認ができれば、別途料金表の活用も可能です。

※ この見積りの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に係る利用者及びその家族からの相談並びに苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制並びに手順は以下のとおりとします。

- 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。
- 管理者は訪問看護員に事実関係の確認を行います。
- 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定します。
- 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (株式会社 ミール)	所在地 寝屋川市黒原橋町 27-5 黒原 BASE01 電話番号 072-829-6833 ファックス番号 072-800-3922 受付時間 9:00~18:00
【お住まいの市町村の窓口】 (寝屋川市 高齢介護室)	所在地 寝屋川市池田西町 24-5 電話番号 072-838-0372 ファックス番号 072-838-0102 受付時間 9:00~17:30
【お住まいの市町村の窓口】 (門真市 高齢福祉課)	所在地 門真市中町 11-1 電話番号 06-6902-6176 ファックス番号 06-6905-3264 受付時間 9:00~17:30
【お住まいの市町村の窓口】 (四條畷市 高齢福祉課)	所在地 四條畷市中野 1-1 電話番号 072-877-2121 ファックス番号 072-879-5955 受付時間 8:45~17:15
【お住まいの市町村の窓口】 (大東市 高齢介護室)	所在地 大東市谷川 1-1-1 電話番号 072-870-0475 ファックス番号 072-872-8080 受付時間 9:00~17:30

【お住まいの市町村の窓口】 (守口市 高齢介護課)	所在地 守口市京阪本通 2-5-5 電話番号 06-6992-1610 ファックス番号 06-6994-1691 受付時間 9:00~17:30
【お住まいの市町村の窓口】 (枚方市 健康福祉部 介護認定給付課)	所在地 枚方市大垣内町 2丁目 1-20 電話番号 072-841-1460 ファックス番号 072-844-0315 受付時間 9:00~17:30
【お住まいの市町村の窓口】 (交野市 高齢介護課)	所在地 交野市天野が原町 5-5-1 電話番号 072-893-6409 ファックス番号 072-895-6065 受付時間 9:00~17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町 1-3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00

20 第三者評価の実施状況

実施している	<u>実施していない</u>
【実施日： 年 月 日】	【評価機関名： 】
【結果の開示状況：	】

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成 30 年寝屋川市条例第 55 号）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府寝屋川市黒原橋町 27-5 黒原 BASE01
	法人名	株式会社 ミール
	代表者名	北村 志津
	事業所名	あん訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

令和 3 年 4 月 1 日改定

令和 3 年 11 月 1 日改定

令和 6 年 6 月 1 日改定

令和 6 年 9 月 1 日改定

令和 7 年 5 月 1 日改定

令和 8 年 6 月 1 日改定